

岩手県告示第657号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第2項の規定により、公有水面の埋立てについて次のとおり免許の出願があった。

なお、同法第3条第1項の規定により、当該出願に係る関係書類を平成22年7月20日から同年8月9日まで岩手県農林水産部漁港漁村課及び県北広域振興局水産部漁港漁村課に備えておいて縦覧に供する。

平成22年7月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 免許の出願をした者の住所及び名称

(1) 住所 九戸郡野田村大字野田第20地割14番地

(2) 名称 野田村

2 埋立区域

(1) 位置 九戸郡野田村大字玉川第4地割字玉川74番1地先水面

(2) 区域 玉川漁港北側防潮堤終点部を基点とし、基点から68度00分 24.12メートルの点を1点とし、1点から68度00分 56.90メートルの点を2点とし、2点から158度00分 6.90メートルの点を3点とし、3点から248度00分 56.90メートルの点を4点とし、1から4まで及び1の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

(3) 面積 392.61平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置 2(1)と同じ。

(2) 区域 別紙図面のとおりに。

(3) 面積 2,068.61平方メートル

4 埋立地の用途 漁港施設用地

5 埋立てに関する工事の施行に要する期間

(1) 着手期間 免許の日から起算して90日以内

(2) しゅん功期間 着手の日から平成24年3月31日まで

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県農林水産部漁港漁村課及び県北広域振興局水産部漁港漁村課に備えておいて縦覧に供する。